

再回答書

平成25年5月21日

特定非営利活動法人 埼玉消費者被害をなくす会
検討委員長 長田 淳 様
事務局長 岩岡 広保 様

テレコムクレジット株式会社代理人
弁護士
弁護士

拝啓 時下ますますご清栄のこととお喜び申し上げます。

貴会からいただきました平成25年4月25日付「再お問合せ」に対し、
当職らはテレコムクレジット株式会社（以下「テレコム社」といいます。）
を代理し、下記の通りご回答申し上げます。

敬具

記

貴会は、テレコム社とサイト利用者との間に、「クレジットカード決済により
立替払いができるようにする契約」が存在するとして、テレコム社に消費者契
約法第8条第1項第1号乃至第3号が適用されると主張しておられます。
しかし、テレコム社は、消費者契約法第2条第2項に規定する「事業者」にあ
たらず、同法の適用がありませんことを、ご理解いただきたく存じます。
以下、ご説明させていただきます。

1 「事業者」の意義について

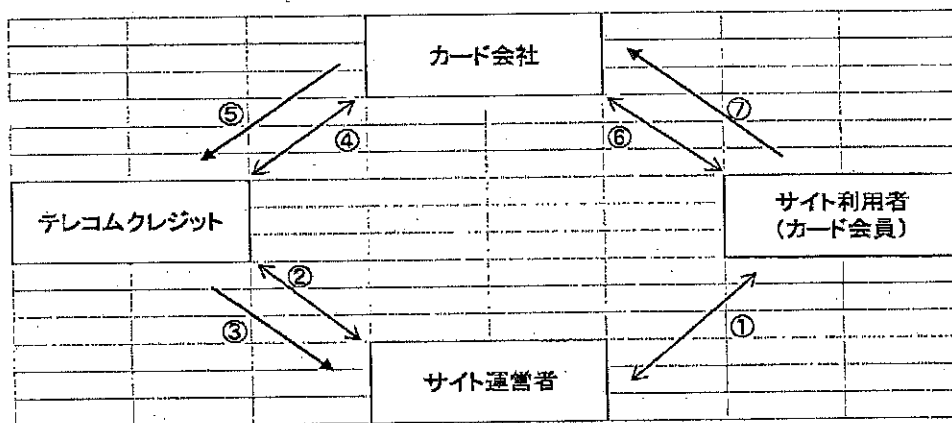
消費者契約法第2条第2項に定義される「事業者」とは、事業として又は
事業のために契約の当事者となる主体を意味します。

消費者契約法の趣旨は、消費者と事業者の間に存在する「情報の質及び量
並びに交渉力の格差」に注目し、契約締結過程及び契約条項につき、消費者
が契約の全部は又は一部の効力を否定することができるようにすることによ
って、消費者保護を図ることにあります。消費者契約法という名称の示す通
り、同法の対象となるのは、あくまで契約の当事者となる事業者であります。
そこで、テレコム社に消費者契約法の適用があるかどうかは、テレコム社

とサイト利用者との間の契約関係の有無を検討する必要があります。

2 テレコム社とサイト利用者の契約関係について
クレジット決済代行の仕組みは、下図の通りです。

【図】



- ① サイト利用者とサイト運営者間のサイト利用契約
- ② サイト運営者とテレコム社間のクレジット決済代行契約
- ③ テレコム社からサイト運営者への立替払い
- ④ テレコム社とカード会社間の加盟店契約
- ⑤ カード会社からテレコム社への立替払い
- ⑥ サイト利用者とカード会社間の立替払契約
- ⑦ サイト利用者からカード会社への支払い

(1) サイト利用契約

サイト利用契約は、サイト利用者がサイト運営者に利用申し込みをすることによって成立しますから（上図①）、この過程においてテレコム社が契約の当事者とならないことは明らかです。

(2) クレジットカード決済代行契約

貴会は、テレコム社とサイト利用者との間に「クレジットカード決済により立替払いができるようにする契約」が成立すると主張されます。

しかし、「クレジットカード決済により立替払いができるようにする契約」は、サイト利用者がカード会社との間で締結しているもので（上図⑦）、テレコム社との間で締結しているものではありません。

上図でお示しいたしましたように、テレコム社とサイト利用者との間に契約関係は生じておりません。なお、決済代行の仕組みについては、関係省

庁も同様の理解を示しております(平成23年度調査研究クレジットカードに係る決済代行業者登録制度に関する実証調査報告書:消費者庁)。

(3) 加盟店管理責任について

貴会は、「テレコム社がサイト運営事業者を適切に管理するという加盟店管理責任」を負うことを理由に、消費者契約法に抵触するおそれがあると主張されています。

貴会の言われる「加盟店管理責任」は、加盟店に対する調査監督義務であると思われます。この「加盟店管理責任」には、(ア)法律によって定められているもの、(イ)判例によって認められているものが考えられますが、その法的根拠は、下記の通り明らかではありません。

ア 法律によって定められている責任

割賦販売法は、個別信用購入あっせん業者に対して、加盟店の加盟時審査及び途上審査を課し(割賦販売法第35条の3の5、第35条の3の7)、加盟店管理責任を規定しております。しかし、同条は個別信用購入あっせん業者を対象とするにとどまり、包括信用購入あっせん業者に対する加盟店管理責任は明記されておりませんから、その下に位置する決済代行業者に加盟店管理責任を課す趣旨であるとは解されません。

よって、テレコム社には、法定の加盟店管理責任は課されておりません。

なお、決済代行業者は、割賦販売法の規定する「包括信用購入あっせん関係立替払取次業者」(法30条の2の3第4項)、「包括信用購入あっせん関係販売業者」(同)又は「包括信用購入あっせん関係役務提供事業者」(同)にも該当せず、同法の規制主体となりませんことを申し添えておきます。

イ 判例法理によって認められている責任

下級審の中には、信販会社の加盟店管理責任に言及したものもあり(大阪高裁平成16年4月16日判決、大阪地裁平成18年9月29日判決)、判例上、信販会社の加盟店管理義務の存在が肯定される場合があります。但し、これらの事案の大部分は、加盟店管理責任を抗弁の対抗(割賦販売法30条の4)の可否や立替払契約の有効性の判断をする際の一要素として考慮するものにとどまり、加盟店管理責任を直接的に認めたものではございません。また、信販会社に法的責任を認めた数少ない裁判例も、契約関係に基づく責任ではなく、不法行為責任が発生することを認めるにとどまっています。

よって、判例の傾向といたしましても、決済代行業者に加盟店管理責任を認める判決を出すに至っておらず、また、契約関係に基づく責任が発生することを認めた事例もございません。

したがって、判例法理に従っても、テレコム社が加盟店管理責任を負う結論にならないと言わざるをえません。

- (4) 以上のとおり、テレコム社は、サイト利用者と契約関係にありませんので、消費者契約法第2条2項の規定する「事業者」にあらず、消費者契約法第8条第1項第1号乃至第3号の適用はございません。

2 不法行為責任について

貴会は、「サイト利用に関して生じた貴社（＝テレコム社）の不法行為責任についても全部免除する内容となっており、消費者契約法8条3号に違反するおそれがある」と主張しておられます。

しかし、そもそも契約関係にない者との間で、将来生じうる不法行為による損害賠償責任を免除することは不可能でありますから、消費者契約法第8条第1項第3号が規定するのは、債務の履行に際してなされた不法行為による損害賠償責任を負責する条項であると解さざるを得ません。すなわち、本号の適用は、消費者契約上の事業者の債務の履行に際してなされた不法行為に限定されます。

したがって、サイト利用者と契約関係に立たないテレコム社には、本号の適用はございません。

3 情報開示について

貴会が、消費者の権利擁護のためにご尽力されている点については、ご理解申し上げておりますし、かかる公益目的達成によって国民の経済状況の改良が図れるのでありますから、できるだけご協力をさせていただきたいと存じます。

しかしながら、テレコム社も、一事業者として国民の経済を活性化させる役割を担っている企業でございます。その円滑かつ効率的な事業遂行のためにも、営業の秘密を保持することは不可欠でございます。テレコム社の規約は、テレコム社とサイト運営者との間の契約関係を定めるものでございまして、いわば契約当事者間のみならず共有を許された内部資料でありますので、これを営業の秘密として保持することは、企業体に認められた権利であると認識しております。

前述しましたように、テレコム社とサイト利用者との間に契約関係がない以上、具体的な必要性が示され且つそれが極めて重要であると評価できなければ、テレコム社の内部資料を包括的に開示することはできません。

以上ご理解の程、宜しくお願い申し上げます。

以上